

平成26年度
「船用品等に関する法令研究及び情報提供」
事業報告書

1. 事業目的

船用機器や船用品の構造、性能要件は、IMO（国際海事機関）により採択された SOLAS 条約等に定められ、国内法令にその具体的な基準が定められている。本会としては、関係条約の改正等に随時対処しているところであり、今後とも、IMO の条約改正作業や ISO（国際標準化機構）等国際的な規格化の動向を注視していくとともに、本会の調査研究成果を基準の改正等に反映させていくこととする。このため、本事業では、海事関連の条約や国際規格、国内関係法令の改正動向並びに船用機器の製造、船用品の製造及び整備に必要な事項について調査研究を行ない、これらに関する情報、資料を会員等に提供するとともに、必要に応じて当会の調査研究成果を公表し、関係先に種々の提案を行なう。また、法令改正等に関する説明会を適宜開催し、会員企業の円滑な事業の推進に資する。

2. 事業の内容(計画)

- (1) 船用機器及び船用品に関する関係条約、国内関係法令の改正等に係る調査研究を実施し、検査関係資料を取りまとめ、会員等に提供する。
- (2) 海外における船用品の実情調査並びに船用品の製造事業場及び整備事業場の品質管理の実情調査を実施するとともに、船用品の流通状況を実情調査し、情報を取りまとめ、会員に配布する。
- (3) 条約改正に伴う国内関係法令の改正等に関する会員からの要望調査の取りまとめや、対応策の検討を行う他、法令改正等に係る説明会を適宜開催する。
- (4) 当会の調査研究成果について適宜公表し、かつ、基準の改正等に役立てる等その有効利用を図る。

3. 事業の実施結果及び成果

3. 1 実施結果

本事業に係る委員会を2回開催して事業の実施要領を検討し、次のとおり事業を実施した。

- (1) 救命設備規則の新しいフレームワークの構築等について、IMO の船舶設備小委員会（SSE）及び海上安全委員会（MSC）における検討・審議にあたり、平成27年3月にロンドンにおいて開催された IMO の船舶設備小委員会（SSE2）に有識者を派遣した。
- (2) 船舶安全法・海洋汚染防止法関係省令・告示の一部改正及び同改正に伴う関連通達等の改正の内容に関する情報、EU RO による相互承認問題の動向等を適宜速報する等、関係会員に対する情報提供を行った。
- (3) 法令改正説明会を次により広島市及び東京都において開催した。

演題は、船舶のバラスト水に生息する水生生物による生態系への悪影響を防止することを目的とした「船舶バラスト水規制管理条約」が近いうちに発効する見込みであるが、発効と同時に船舶は、条約及び海洋汚染防止法の規定に従い、バラスト水の排出を管理すること（有害水バラスト処理設備の搭載を含む）が義務付けられるため、同条約に関するものとした。

実施日	場 所	実 施 内 容
H26. 10. 31(金)	東海大学校友会館 (東京都千代田区)	(1) IMOにおける船舶バラスト水規制管理条約に関する動向と海洋汚染防止法の改正概要 (講師：国土交通省海事局海洋・環境政策課)
H26. 11. 6(木)	ホテルグランヴィア 広島 (広島市)	(2) バラスト水管理における地域規制の動向 (講師：一般財団法人日本海事協会)
H25. 12. 4(木)	日本財団ビル 2階大会議室 (東京都港区)	(3) 諸外国における認証スキーム及びNKによる 関係プロジェクトの概要と認証サービス について (講師：一般財団法人日本海事協会)
		(参加者数：東京会場(1) 117名、 広島会場 87名、東京会場(2) 152名)

- (4) 「船用品に係る海外調査」として平成26年11月～12月に会員等総勢11名で、シンガポール海事庁、シンガポールの造船所 (Sembmarine Integrated Yard の Truas 造船工場) 及び船用品整備事業場 (W.H. Brennan 社、NOAH Agencies 'N' Marine Services 社)、ベトナムの船用品製造事業場 (Nakashima Vietnam 社、Fujikura Composites Haiphong 社、Red River Manufacturing Shareholding 社) を訪問、調査を行った。



シンガポール海事庁



W. H. Brennan 社

3. 2 事業の成果

- (1) 国際海事機関 (IMO) 等への情報提供に関しては、平成27年3月にロンドンにおいて開催された IMO の船舶設備小委員会 (SSE2) に有識者を派遣して、救命設備規則の新しいフレームワークの構築等に関する審議等においてわが国からの提案について説明を行った。また、救命艇装置の整備等に関する強制化の審議に積極的に参画したが、結論を出すには至らなかった。

その他、海外の関係者との情報交換を行った。

(2) SOLAS 条約、MARPOL 条約等海事関連の国際条約や国内関係法令の改正等の動向については、IMO の各委員会等における審議の状況や国土交通省からの通達等を「品管時報」に掲載する等の方法により会員等に周知した。特に緊急性を要するものについては、メール等の方法により関係会員に速報した。

(3) 法令改正説明会を広島市及び東京都で開催した。各会場とも関係事業者等の関心は高く、説明会は盛況裏に終了した。



「船舶バラスト水規制管理条約に関するセミナー」の状況（東京会場(2)）

(4) 「船用品に関する海外調査」では、船用品の製造・整備における国際化の動向や事業展開等の情報を得ることができた。特に、シンガポール海事庁のトップとの面談等により、同国海事行政の動向を把握するとともに、同庁との関係を密にすることができた。また、シンガポール及びベトナムの船用品製造事業場及び整備事業場の現状、品質管理の向上の方法、今後の事業展開の方向性等について知見を得ることができた。